**障害者施設等火災対策報告書の概要**

資　料　１

**○火災対策に係る基本的な考え方**

* 障害者施設等において、自力避難困難な者が入所していることを鑑み、長崎市認知症高齢者グループホーム火災のような火災被害を教訓として、防火管理や近隣応援体制などのソフト面と、建築構造や感知・警報、消火設備などのハード面で総合的に対応することが必要
* ソフト面での対策…①従業員教育、②効果的な訓練の実施、③近隣との協力体制
* ハード面での対策…①自動火災報知設備と火災通報装置の連動、②防火関係の法令に不適合の施設の改善、**③スプリンクラー設備の設置基準の見直し**
* 主として入居する者が避難に際して介助が必要な者であり、かつ、避難への支障が少ない構造となっていない建物については、人命安全の観点から面積にかかわらずスプリンクラー設備による延焼拡大抑制措置が必要
* 一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画され、かつ、居室・廊下における延焼拡大抑制する構造である建物については、スプリンクラー設備を用いずとも、火災時の避難誘導が有効に行われると想定される
* 防火区画を設けることが現実的でない、延べ面積100㎡未満の建物の場合、屋外への避難が求められることとなるため、迅速な避難のためには、入居者の居室が避難階であることが必要
* 共同住宅の一部を障害者施設等とする場合、住戸を準耐火構造で区画し、内装制限等を行ったものにあっては、避難経路の安全性を確保することでスプリンクラー設備の設置を不要としても避難への支障は少ないものと考えられる

**スプリンクラー設備の設置上の課題**

* 技術上の課題…より施工しやすく、工事費を含めた経費がかからないスプリンクラー設備や、寝たきりの方や乳児の就寝に配慮した設備などの供給
* スプリンクラー設備の設置促進に向けた取組…事業者の負担軽減